法人調査の最近の傾向

Kunoh Accounting Office 久納公認会計士事務所

平成 24 年8月 10 日

☆ 当事務所のお盆休みは8月11日(土)か ら8月14日(火)までとなっております。 何とぞご了承いただきますよう、お願い

今回のFAXニュースは、最近の法人税の税務 調査の傾向について取り上げたいと思います。

"------"

調査時期の流動化

ш

従来は会社によって税務調査に来る時期がほぼ 決まっていました。しかし、最近では調査の時期 がかなり流動的となっています。早ければ申告し て1か月後に調査がありますし、長い場合は8か 月後になることもあります。

申告してすぐに調査があるケースは、消費税の 還付申告をした場合に多く発生します。最近は消 費税の還付申告に関して、税務署のチェックが厳 しくなっており、資料で確認した上でないと還付 されません。しかし、ご存知のように還付金には 利息相当の還付加算金が付きますので、国として は出来るだけ早く還付して、還付加算金の支払額 を抑えたいところです。そのため、調査も早く実 施することになります。

逆に申告してから調査までが長くなるケースで は、人事異動や税務署の事務年度が影響している 場合が多いようです。税務署には事務年度があり、 年度の終了は6月となります。そして、7月上旬 に人事異動が行われます。人事異動の前には、調 査案件は片付けておくことが暗黙の了解となって いるため、6月には新規の調査には着手しません。 また、7月も異動直後のため調査は少なくなりま

す。これらの理由のため、調査の時期が後ろにず れてしまうことが生じます。

調査の内容

税務調査のため来社する調査官は、1人か2人、 売上規模が大きいと3人以上になることがありま す。期間としては2日間から1週間くらいの間で すが、2日間か3日間がほとんどです。対象とな る決算期は通常、過去3年間です。

調査の進め方は、①会社の概況の聴取、②売上 関係の確認、②仕入れ関係の確認、③経費関係の 確認、④給与(源泉所得税)関係の確認、といった 手順で進みます。このうち、①の会社の概況の説 明をする際には社長の同席が求められます。

赤字法人の調査が増加

最近、特に目立つのが赤字法人に対する税務調 査です。この場合の赤字法人とは、税務上の繰越 欠損金があり、少々利益が出ても法人税を納めな くても良い法人をいいます。こうした法人は従来 の調査対象となることは非常にまれだったのです が、最近では当たり前のように調査対象になって います。

この理由を調査官に尋ねたところ、リーマンシ ョック以降黒字法人が激減し、黒字法人のみを調 査対象とすると、調査へ行く法人が無くなってし まうためだそうです。

このような赤字法人の調査の場合、税務調査の ポイントは黒字法人とは若干違ってきます。繰越 欠損金があるうちは法人税の新たな納税は発生し ません。そのため、赤字法人からでも徴収できる

源泉所得税、消費税、印紙税が調査の重点項目と なります。

①源泉所得税

一つのポイントは、外注費に関することです。 特に建設業関係で、いわゆる「一人親方」がよく 問題になります。一人親方が事業者として認めら れず、その会社の従業員と認定された場合には、 支払っていた外注費が給与とされ、源泉徴収する 義務が会社に生じます。さらにこの場合、消費税 も課税の費用から、不課税の費用となるため、消 費税についても追加納税が発生します。

もう一つのポイントは経営者に対する認定賞与です。最近の調査では、やたらと経営者個人の通帳を見せろと要求されます。これは個人の通帳に本来法人で収入にあげるべき売上が混入していないか確認するためですが、正直に納税している経営者にとって不愉快この上ないものです。税務署には調査権があるため、銀行に照会をかければデータは入手可能なため、経営者から通帳を見せるのではなく、職権で調べてもらうように依頼することも度々あります。

しかし、不幸にも売上除外が見つかってしまう と、経営者に対する認定賞与となり、源泉所得税 の納付義務が生じるとともに、売上計上漏れによ る消費税も追加納税となります。

②消費税

消費税については、原則課税で申告しているか、 簡易課税で申告しているかによって異なりますが、 原則課税の場合では、課税・非課税の区分が混在 している旅費交通費、交際接待費、地代家賃や諸 会費といった勘定科目にポイントを絞ってかなり 細かく調査が行われます。

③印紙税

税務調査で収入印紙を調査されるのは、過怠税の大きさにあります。納付すべき印紙税を課税文書作成時までに納付しなかった場合には、納付しなかった印紙税+その2倍の額の合計額(当初の

印紙税の3倍)の過怠税が課税されます。但し、 税務署長に「印紙税を納付していない旨の申出」 を提出した場合には、納付しなかった印紙税+ 10%(当初の印紙税の1.1倍)が過怠税として課 税されます。通常の調査では、この1.1倍の方が ほとんどです。

調査では契約書に印紙が貼ってあるかどうかが 第一の問題となります。そして、その金額が正し いかどうかが次の問題です。最近の例としては簡 単な取引条件を書いたメモが継続的な取引契約の 文書であるとされたり、受注書が請負契約である と判定されたりなど、難しい問題も発生していま す。調査の前には、よく確認することが必要です。

調査官の若年齢化

もうひとつ最近の税務調査で感じるのは、調査 官の経験不足です。税務署も団塊の世代の退職等 で人員構成が若年齢化しており、若手の育成に苦 慮しているようです。実際にベテランの調査官が 調査経験の少ない若手を教育訓練の一環として税 務調査に連れて来ることもあります。この場合は ベテランが一緒であるため、問題は無いのですが、 経験不足と思われる調査官が単独で調査に来た場 合に、困った事態が生じたことがあります。具体 的には経営者の気分を害する質問をしたり、意味 不明な質問をしたり、本当に必要かと疑われる大 量のコピーを調査官持参のコピー機で取り、調査 時間がやたらと延びたりなどの事例が発生し、こ ちらも対応に苦慮しました。

最後に

最近では赤字法人でも調査があるため、油断は 禁物です。調査に備え普段から気をつけておくこ とが必要です。また、当事務所では税務調査前に は、事前打ち合わせを行っております。ご相談等 ございましたら担当者までお問い合わせ下さい。

以上